

被害認定第2次調査に関する講習会の開催

地震等の災害発生の際、市町村長は被災した家屋について被害の程度（全壊、半壊など）を認定しますが、認定結果は災害見舞金の支給など様々な行政支援等に影響を及ぼします。

そこで、被害認定結果について第2次調査の要望が出され、再度調査が行われることもあります。第2次調査については、国で調査方法が定められており、研修を受けた調査員が調査することになっています。

昨年の神城断層地震の際は、白馬村からの要請があり、急遽、松本、伊那の2会場で本講習会を開催し、延べ67人の皆さんに第2次調査に従事していただきました。

今回、その他の地域の皆様にも調査員になっていただくため、「被害認定第2次調査に関する講習会」を開催いたしますので、多くの皆さんの受講をお願いいたします。

1 開催計画

日 時	時間	会 場	定員	申込期限
9月28日(月)	14:00~ 16:00	佐久平交流センター 佐久市佐久平駅南4-1 Tel 0267-67-7451	50 人	9月18日(金)
10月2日(金)		メルパルク長野 長野市鶴賀高畑752-8 Tel 026-225-7800	80 人	9月28日(月)
10月5日(月)		南信消費生活センター 飯田市追手町2-641-47 Tel 0265-24-8058	50 人	10月1日(水)

2 受講料 無料

3 申込み 建築士会事務局又は建築士会事務所へ下記によりお申し込みください。

被害認定第2次調査に関する講習会参加申込書

申込会場	佐久会場 ・ 長野会場 ・ 飯田会場		
お名前	会員(支部) ・ 非会員		
連絡先		電話番号	
受付	事務所 NO.	携帯番号	